

消防同意事務に関してよくあるQ&A

Q1 建築確認申請において、消防法に関する事前協議は、どこで行っていますか。

A 消防本部予防課予防係で行っています。

Q2 建築確認申請において、消防法に関する事前協議をしたい場合は、どうすればよいですか。

A 事前協議の際は、必ず電話にて申込みをお願いします。

Q3 建築確認申請図書に消防提出用の図面は必要ですか。

A 本市においては、建築確認申請図書にあっては、建築確認申請書等の写し及び正本、副本と同様（構造計算、換気計算及び日影図関係に係る図面を除く。）の図面を消防用として提出が必要になります。

また、消防用には、建築確認消防同意調書（本市様式のもの）及び消防同意審査項目確認表を添付してください。

※ 書式は、習志野市消防本部ホームページ及び消防本部予防課で取得できます。

Q4 申請前に事前審査の受付は可能ですか。

A 図面をお預かりしての事前審査は原則、受け付けていません。

ただし、申請建築物が大規模な場合等で、図面をお預かりしての事前審査が必要な場合は、個別にご相談ください。建築確認申請先等が確定していることを条件に図面をお預かりしての事前審査を受け付けます。

Q5 申請受付から同意までどれくらいの期間がかかりますか。

A 防火に関する法令等に違反が無い場合、建築基準法第6条第1項第4号に係るものは3日以内、その他のものは7日以内に同意します。（質疑及び訂正事項が無い場合に限ります。）

※ 期間計算にあつては、民法の期間計算によります。

Q6 消防同意を早くする方法はありますか？

A 到着した順に審査を行っています。

特定の確認申請を優先的に審査することはできませんのでご了承ください。

なお、消防同意審査項目確認表、無窓階判定計算書等が正しく記載され、消防同意に必要な添付書類（厨房設備等の規制(厨房設備等抜粋書類)等）が不備なく添付されていれば、消防同意をスムーズに行うことができます。

また、消防同意は建築主事又は指定確認検査機関からの依頼であるので、設計者が自ら消防機関に対して消防同意の催促の連絡等をするのはご遠慮願います。

Q7 申請図書の代理者(設計者等)による持ち回りはできますか。

A 消防同意は建築主事又は指定確認検査機関からの依頼であり、建築主事又は指定確認検査機関等の方による持ち回りが原則であるため、代理者(設計者等)の方による持ち回りは認めていません。

ただし、代理者(設計者等)が建築主事又は指定確認検査機関に確認し、代理者(設計者等)でも持ち回りが可能と了承を得た場合に限り持ち回りを認めています。

Q8 増築の場合、申請部分の図面のみ添付すればいいですか。

A 消防用設備等の種類によっては、既存部分との接続等を含めた防火対象物全体の把握が必要となるため、既存系統図、既存平面図等を添付して下さい。

ご不明な点は、消防本部予防課予防係（電話047-452-1284）にお問い合わせください。

受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までとなっています。